

石垣市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道の管理を適正に行うため、法及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、その施行について必要な事項を定めるものとする。

2 次条から第13条までの規定は専用水道に、第14条から第18条までの規定は簡易専用水道に適用する。

(確認の申請等)

第2条 法第33条第1項の規定に基づく専用水道の布設工事の確認申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により市長に行うものとする。

2 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合、当該専用水道の設置者は、専用水道となった日から30日以内に専用水道設置届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

(確認の通知)

第3条 市長は法第33条第1項の規定に基づく申請を受理したときは、同条第5項及び第6項の規定により30日以内に申請者に通知する。

2 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計適合通知書（様式第3号）により通知する。

3 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合しないと認めるときは、その適合しない点を指摘し、専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第4号）により通知する。

4 当該工事の設計が法第5条の規定に基づく施設基準に適合するかしないかを判断することができないときは、その理由を付して、専用水道布設工事設計確認不能通知書（様式第5号）により通知する。

(記載事項の変更届出等)

第4条 法第33条第3項の規定に基づく申請書の記載事項の変更の届出は、専用水道記載事項変更届（様式第6号）により市長に行うものとする。

2 売買、譲渡又は合併等の承継により、新たに専用水道の設置者となった者は、承継した日から30日以内に、専用水道承継届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

(給水開始前の届出)

第5条 法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づく専用水道の給水開始前の届出は、専用水道給水開始前届（様式第8号）により市長に行うものとする。

(水道技術管理者の設置等)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の水道技

術管理者を設置した場合は、専用水道水道技術管理者設置届（様式第9号）により、水道技術管理者を変更した場合は、専用水道水道技術管理者変更届（様式第10号）により市長に届け出るものとする。

（水質検査結果の届出）

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の水質検査結果を、毎年6月末日までに専用水道水質検査結果届（様式第11号）により市長に届け出るものとする。

（給水の緊急停止の報告）

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行った場合、給水の緊急停止の報告を専用水道給水緊急停止報告書（様式第12号）により市長に行うものとする。

（業務の委託等）

第9条 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項の規定に基づく業務の委託は、専用水道業務委託開始届（様式第13号）により、委託に係る契約が効力を失ったときは、専用水道業務委託契約失効届（様式第14号）により市長に届け出るものとする。

2 委託に係る契約内容に変更が生じたときは、専用水道業務委託契約変更届（様式第15号）により市長に届け出るものとする。

（休止又は廃止の届出）

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止し、又は休止した場合は、廃止又は休止した日から30日以内に、専用水道休止（廃止）届（様式第16号）により市長に届け出るものとする。

（改善の指示等）

第11条 法第36条第1項の規定に基づく改善の指示は、専用水道改善指示書（様式第17号）により行い、改善の指示の履行を確認したときは、専用水道改善指示履行確認書（様式第18号）により専用水道の設置者に通知するものとする。

2 法第36条第2項の規定に基づく水道技術管理者の変更の勧告は、専用水道水道技術（専用水道受託水道業務技術）管理者変更勧告書（様式第19号）により行うものとする。

（給水の停止命令）

第12条 法第37条の規定に基づく給水の停止命令は、専用水道給水停止命令書（様式第20号）により、当該命令の原因となった状況の改善を確認したときの命令解除は、専用水道給水停止命令解除通知書（様式第21号）により行うものとする。

（報告の徴収及び立入検査）

第13条 法第39条第2項前段の規定に基づく報告書の徴収は、専用水道関係書類検査通知書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第39条第2項後段の規定に基づく立入検査は、専用水道立入検査実施通知書（様式第23号）により行うものとする。

(簡易専用水道設置等の届出)

第14条 簡易専用水道を設置しようとする者又は設置している者は、次に掲げるとおり市長に行うものとする。

- (1) 簡易専用水道を設置する場合は、簡易専用水道設置届(様式第24号)により、当該工事に着手しようとする日の30日前までに届け出ること。
- (2) 工事を伴う届出事項の内容を変更する場合は、簡易専用水道施設変更届(様式第25号)により、当該工事に着手しようとする日の30日前までに届け出ること。
- (3) 工事を伴わない届出事項の内容を変更する場合は、簡易専用水道記載事項変更届(様式第26号)により、変更した日から30日以内に届け出ること。
- (4) 簡易専用水道を廃止し、又は休止した場合は、簡易専用水道休止(廃止)届(様式第27号)により、廃止又は休止した日から30日以内に届け出ること。
- (5) 売買、譲渡又は合併等の承継により新たに簡易専用水道の設置者となった場合は、簡易専用水道承継届(様式第28号)により、承継した日から30日以内に届け出ること。

(給水開始前検査等)

第15条 簡易専用水道設置者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第4条第1項第3号に掲げる水質検査及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5に掲げる施設検査の検査結果を、簡易専用水道給水開始前届(様式第29号)により、給水を開始しようとする日の前日までに市長に届け出るものとする。

(改善の指示等)

第16条 法第36条第3項の規定に基づく改善の指示は、簡易専用水道改善指示書(様式第30号)により、改善の指示の履行を確認したときは、簡易専用水道改善指示履行確認書(様式第31号)により行うものとする。

(給水の停止命令)

第17条 法第37条の規定に基づく給水停止命令は、簡易専用水道給水停止命令書(様式第32号)により、当該命令の原因となった状況の改善を確認したときの命令解除は、簡易専用水道給水停止命令解除通知書(様式第33号)により行うものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第18条 法第39条第3項前段の規定に基づく報告書の徴収は、簡易専用水道関係書類検査通知書(様式第34号)により行うものとする。

2 法第39条第3項後段の規定に基づく立入検査は、簡易専用水道立入検査実施通知書(様式第35号)により行うものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。